

令和7年度 石川県特定最低賃金専門部会  
第1回機械・自動車合同部会 議事録

開催日時		令和7年10月15日 水曜日 9時58分～12時15分		
開催場所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室		
出席委員	公益代表委員	木村 弘	長澤 裕子	村井 充
	労働者代表委員	九野 光佑	目澤 春樹	
		田中 隆之	中村 栄一	
	使用者代表委員	川島 直之	橋本 政人	本 裕一
		眞田 昌則	光山 盛昭	
	欠席委員	労働者代表委員 山下 敏弘		
事務局		細貝労働基準部長	河野賃金室長	石間賃金室長補佐
		南出給付調査官	春名賃金調査員	
議題	1 開会			
	2 議題			
	(1) 部会長、部会長代理の選任について			
	(2) 石川県特定最低賃金審議会運営規定について			
	(3) 資料説明			
議事内容	(4) 改正金額について			
	(5) その他			
	3 閉会			
	•別紙のとおり			

令和7年度 石川地方最低賃金審議会  
石川県特定最低賃金専門部会 第1回機械・自動車合同部会 議事録

令和7年10月15日（水）

9時58分～12時15分

金沢駅西合同庁舎 共用第2会議室

【事務局】補佐 定刻には早いようですが、ご出席予定者の皆さんもお集まりですので第1回機械・自動車合同部会を開会させていただきたいと思います。

本日の部会は初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで事務局で進行させていただきます。

皆様方には10月1日付で辞令を発令させていただいておりますが、委嘱辞令につきましては机の上に置かせていただいておりますので、内容をご確認いただきますようお願ひいたします。

それでは開会にあたりまして、石川労働局労働基準部長細貝よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】基準部長 皆様、おはようございます。労働基準部長の細貝と申します。皆様におかれましてはお忙しい中この機械部会、自動車部会の委員をお引き受けいただきましたことについてこの場をお借りして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。また日頃より皆様には労働基準行政に多大なるご理解ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて石川県の最低賃金につきましては、この10月8日から1,054円ということで発効をいたしました。ご案内のとおり県民の皆様、企業の皆様の関心も高く、我々としてもご審議、答申をいただいたこの金額をしっかり皆様に知っていただくように周知に努めていきたいとこういうふうに考えてございます。その中で本日から始まるこの機械部会、自動車部会、合同という形でございますけれどもこちらは特定最低賃金とこういうことでございます。業種別の最低賃金ということで、県の最低賃

金が全ての労働者の方に一律に適用されるセーフティネットというような意味合いを持つことに対しまして、この特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものというような位置づけでございます。そのため労使皆様のイニシアティブこういうふうな水準がいいのではないかというところに則って議論をしていただくことが何より大事だと事務局としては考えてございます。そういう議論が円滑に進みますように事務局といたしましては努めてまいりたいと思いますので、何なりとお申し付けいただければと思います。それではこの間またご議論をいただく時間を頂戴することになりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】補佐

次に、本日の委員の出席状況についてご報告を申し上げます。

本日は、機械部会労働者代表の山下委員から欠席とのご連絡いただいております。従いまして現在、機械部会は委員9名中8名のご出席、自動車部会は9名中9名のご出席でございまして、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、または公労使各側委員の3分の1以上を充たしておりますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の専門部会は公開となっておりましたが、傍聴の希望者は0名でございました。

それでは議事（1）の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員から委員が選挙するという手続きになっておりますが、当審議会におきましては従来から公益委員で協議された上で、推挙いただいた方をご承認いただくという方法をとってございます。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】補佐

異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせて

いただきます。去る7月10日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますのでご報告いたします。

本日の機械、自動車部会ともに、部会長には長澤委員、部会長代理には村井委員でございますが、いかがでござりますでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 補佐 異議なしとのことでございますので、それぞれご推挙いただいたとおりの部会長及び部会長代理が選任されました。

なお、8月28日に開催されました第460回石川地方最低賃金審議会におきまして機械部会、自動車部会両方のこの専門部会につきましては、合同での専門部会方式でご審議していただき進めていくことが決議をされてございます。

それではこの後の機械・自動車合同部会の議事進行につきましては、長澤部会長よろしくお願ひいたします。

【長澤部会長】 機械、自動車それぞれの部会長に選任されました、長澤でございます。円滑な審議に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益側は私が行います。労働者側は九野委員、使用者側は橋本委員お願いします。

それでは議事に入ります。議題の（2）に移りますが、石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規定を確認しておきます。添付資料の資料①の5ページから6ページに石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規定がありますが、この内容のとおりご確認いただくということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【長澤部会長】

よろしければお手元の運営規定のとおり専門部会を運営していくことと致します。

次に改正金額の発効日ですけれども昨年度は12月31日にしましたが、今年度も12月31日にするという方向で審議を進めることでよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【長澤部会長】

では、改正金額の発効日は12月31日することといたします。

次に配布されている資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】室長

賃金室長の河野と申します。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。まずインデックスの付いてます資料②の方をご覧ください。

こちら1ページには特定最低賃金の改正申出書の写しと疎明資料、その後事務局によります申出要件審査の結果をお付けしております。また改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しも付けております。本年度につきましては、5つの特賃産業について改正の申出がございまして、いずれの申出も形式要件を満たしておりましたが、先に開催されました石川地方最低賃金審議会におきまして、うち4つの産業について改正の必要性ありとなりまして、石川労働局長から石川地方最低賃金審議会長へ改正の諮問がなされております。いずれの申出も審査結果のとおり要件を満たしておりましたが、4ページをご覧ください。4ページの機械審査についてなんですが、審査過程におきまして、事務局の方で誤認がありましたのでこの場を借りてご説明させていただきます。

表の上段の申出組合による申出内容、下段が事務局による審査結果の表となっております。この表の右側の2列目の基幹的労働者についての審査結果の数字について計上誤りがございました。審査では申出書に添付された申出に必要な合意人数を確認するための証明資料を拝見いたしますが、この場合労働協約の締結がある場合は、協約が適用される労

働者を合意人数としてカウントすべきところ、一部で申出組合員数の人数として、審査しておりましたため適用される労働者で再計算しますと下段の審査結果は上段の数字と差がありません。

合意人数は現状の資料のままでも必要な人数を超えておりますところ、さらに多くなりますのでこちらの42.73%という数字が合意になりますので資料の訂正の方は間に合わなかったんですけどそういうふうに扱わせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

続いて資料③の方をご覧ください。最初の項目1番に特定最低賃金についての基本的な考え方につきまして資料をつけておりますがこれについては後ほど説明させていただきます。2番目以降、12ページからになりますが、今回ご審議いただきます産業についての全国の特定最低賃金の決定状況、続きのページが石川県における特定最低賃金の審議状況の推移をお付けしております。

14ページ以降に4番目の資料としまして特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表をつけております。この一覧表から12月31日の改正発効とするには10月30日までに答申をしていただく必要があることをご確認お願い致します。16ページ以降は機械の特定最低賃金の適用する労働者の表記の変更についての資料になります。こちらについても後ほど説明させていただきます。

【事務局】補佐

続いて資料④番の方に移らせていただきます。令和7年度の最低賃金に関する基礎調査報告書についてご説明申し上げます。この調査は石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所及び特定最低賃金適用産業の事業所から1,955件をランダムに抽出しまして、本年5月中旬から7月上旬にかけて調査を実施し回収率は42.8%、838件でございました。この調査結果のうち特定最低賃金に関するものをまとめたのが今回のこの資料④番ということでございます。

一枚めくっていただきますと、総括表でございますが、この見方について簡単にご説明を申し上げます。総括表の左端に時間当たり所定内賃金、(3手当)を除くとございますが、これは実際に支払われた賃金では

なく、欠勤、早退等そういうことなく働いた場合に支払われる基本給1時間あたりの金額でございまして、同金額以下の労働者数と構成比が右側に記されてございます。合わせて規模別や県内に4箇所ございます労働基準監督ごとの管轄地域別、年齢別の内訳も記されています。

この総括表を基に最低賃金を引き上げた場合の引き上げ額、引き上げ率と影響率の関係表をその後にお付けしてございます。最低賃金の改正に際し改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すのは当該関係表に記されてございます影響率となります。

影響率の表の後、10ページ以降は、該当労働者の分布を表すグラフとなってございます。

続いて別冊1についてご説明を申し上げます。別冊1の1ページをご覧ください。内閣府が公表しております月例経済報告になります。本年9月29日に発表された報告では景気は米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの緩やかに回復していると、4ページの方には設備投資は緩やかに持ち直している。6ページには生産は横ばいとなっていると表記されてございます。

資料を進めて11ページをご覧ください。昨年度の資料では北陸財務局から毎月公表されていた北陸経済調査を添付しておりましたが、この公表は令和7年6月までになったことから今年度の資料では年4回公表されます管内経済情勢報告を添付しております。本年7月29日に発表された経済情勢報告では管内経済は緩やかに持ち直していると表記されております。

資料を進め22ページをご覧ください。この報告の生産活動について生産活動は弱含んでいると表記をされております。前回4月判断を下方修正したものとなってございます。

次に28ページをご覧ください。こちらは日本銀行金沢支店が10月1日に発表した北陸の金融経済月報でございまして、一部に弱めの動きが見られるが緩やかに回復していると表記をされてございます。生産について化学は緩やかに増加している。生産用機械は緩やかに持ち直している。繊維は横ばい圏内の動きとなっている。電子部品・デバイス、金属

製品は、弱めの動きとなっていると標記されてございます。

続いて35ページからの資料でございます。石川労働局職業安定部職業安定課が10月3日に発表しております8月の雇用失業情勢でございまして、基調判断として県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続いているものの、一部注意を要する状態にあるとされております。なお、有効求人倍率は1.60倍となり前月と同水準となってございます。

最後に資料の53ページでございますが、こちらからは石川県の主要データ集をお付けしております。これらの資料を今後の審議のご参考にしていただければ、幸甚でございます。

【長澤部会長】

はい、ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問等はありますか。その他提出資料についてのご質問がなければ、次に移ります。

次に具体的な金額等について労使双方からこの場所でお聞きしたいと思いますが、その前に特定最低賃金の基本的な考え方と機械特定最低賃金の適用する使用者の表記の変更について、事務局から説明してください。

【事務局】室長

先ほど飛ばしました資料③の方にお戻りください。資料③1ページ目から特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方についての資料をお付けさせていただいております。最初の方は飛ばしまして4ページをご覧ください。上に特定最賃とはと書いてあるページになります。特定最低賃金とは、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもので適用対象使用者や適用対象労働者が細かく規定されております。また冒頭、基準部長の方からのご挨拶の中にもあったように、決定は労使のイニシアティブにより決まり地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければなりません。したがって、特定最低賃金の金額は関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第15条規定の手続による関係労使の申し出を受けて、都道府県労働局長が改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要との意見が出された場合に同審議会で審議された意見答申を尊

重して決定改正されるものです。

地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定最低賃金は労使主導型と言えます。

10ページに移ります。必要性があるとして改正審議に入った後、審議内容においても平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において、関係労使のイニシアティブにより設定されるという産業別最低賃金の性格から産業別最低賃金の決定、または改正の金額に関する調査審議については全会一致の決議に至るよう努力することと明示されております。

なお、今般ご審議いただきます改正金額は、現行の機械、自動車の特定最賃が1,040円でございますが、先般、石川県最低賃金が1,054円となりましたので、こちらより1円以上引き上げた1,055円以上かつ、今回の申し出のございました労働協約の最も低い額である。機械は1,100円、自動車は1,125円が改正金額の上限となっておりますのでご留意いただきたいと思います。

続いて、16ページの方をご覧ください。こちらは機械特定最低賃金の対象産業を表記している名称を変更することについての資料になります。16ページには、昨年度の機械の答申文の写しをつけております。横の17ページにある別紙の2適用する使用者、(3) その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く）となっております。

この赤線で引いてある部分ですが、次の19ページ小さくて見にくくて申し訳ございません。この3段分かれておりましてこちらは日本産業分類の変遷を表す資料になります。

1番上の段は平成14年の改定になりまして、赤線に引いていますように平成14年の日本産業分類では打ちはく製造業という表記になっております。次に中段が平成19年になりまして、この時に表記の改正がありまして打ちはく業という表記になっております。下段が現行であります、令和5年の改定でも同じように打ちはく業となっていることから本年度の答申文から、2の（3）のカッコ書きにつきまして、打ちはく製造業っていうのを打ちはく業に変更したいと考えております。なおこの

部分を変更することによっても適用する使用者の取扱いが変わること  
はございません。

【長澤部会長】

ただいまの説明についてご質問等ありますか。

ただいま事務局から説明がありました考え方の趣旨をご理解いただきまして今後の審議をお願いしたいと思います。

それでは労働者側の方から概略的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。お願い致します。

【九野委員】

私、九野の方から少し主張させていただければと思います。

まず金額の話をする前、先ほど事務局からありました申出人数と審査人数の差異があったということで、今回は概ね三割というところには抵触しなかったんですけども、かなりシビアな人数でやっている関係もございますので今後とも、正確な審査をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

改めて、金額に向けてということで、労働者側とすれば昨今、労働者側として取りまとめております賃上げの水準も、過去最高ということがありまして、先ほど労使の取り組みを補完する目的もあるということがありましたので、そういう労使の取り組みがしっかり波及できるような水準を求めていきたいなというふうに思っておりますし、私どもで取りまとめております実質賃金の実状であったり、4表等から出てきております水準にまだ現行の1,040円では至っていないというような考えを持っておりますので、引き上げに向けた主張をしていきたいというふうに思っております。ただですね労使イニシアティブが発揮する、その労使が一致する点というものにもしっかり意識を持っていきたいと思っておりますので、改めて使用者側の主張であったり皆さんとの議論を通じて一致できる点を探っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

【長澤部会長】

他の労働者側の委員の方はいかがですかよろしいですか。

それでは使用者側の方から概略的な考え方、具体的な金額をお聞きし

たいと思います。

【橋本委員】 皆さんもご存知のとおり地域最賃は非常に高く設定されておりますので石川県の最先端と言いますか、機械、自動車関連といえどもこの地域最賃を現在下回るようなこういう結果になっておりますので、これは従来から使用者側として申し述べております将来的には地域最賃1本で行きましょうとこういう考えが元々ありますので、そろそろ今のこの現状を踏まえると、こういったこともお互いに考えていかなければならぬのではないかなと思っております。金額については、今私どもの使用者側委員の皆さん様々な業種から来られておりますので持ち帰ってご相談を申し上げた上でお答えしたいと思います。

【長澤部会長】 その他の使用者側の委員の方はよろしいでしょうか。  
それではここで部会を休憩し、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。事務局は控え室について案内してください。

【事務局】 補佐 労働者側の控室は同じフロアの第4会議室、使用者側の控室は第3会議室をご用意してございます。

(公労・公使個別折衝)

【長澤部会長】 部会を再開いたします。改正金額は1,090円です。  
引上げ額は50円です、この金額でよろしいですね。

【各側委員】 異議なし。

【長澤部会長】 それでは改正金額1,090円を当部会の結論といたします。本審であります石川地方最低賃金審議会に提出します部会報告書案を準備いたしますので、準備が整うまではしばらくお待ちください。

事務局は部会報告書案を配布し、読み上げてください。

(部会報告書（案）配付)

【事務局】室長

部会報告書案を読み上げさせていただきます。

時間もかなりたってますので産業名については省略の形で説明させていただきますのでご了承ください。まず機械から説明させていただきます。

案

令和7年10月15日

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘殿

石川地方最低賃金審議会、機械部会、部会長長澤裕子

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月28日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。  
委員名については省略させていただきます。

別紙

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) から(7)まで省略させていただきます。
- (8) (1)、(2)、(3)、(6)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,090円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和7年12月31日

続いて、自動車を説明させていただきます。

案

令和7年10月15日

石川地方最低賃金審議会会長、木村弘殿

石川地方最低賃金審議会、石川県自動車同附属品、ここも省略させていただきます。自動車専門部会部会長、長澤裕子

石川県自動車部品製造業、最低賃金の改正に決定する決定に関する報告書

当専門部会は令和7年8月28日、石川地方最低賃金審議会において付

託された石川県自動車、同附属品、自転車、同部分品製造業最低賃金の改正決定について慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりになりますが、委員氏名についても省略させていただきます。

裏をご覧ください。続いて自動車最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者

(1) 自動車・同附属品製造業

(2) 自転車・同部分品製造業

(3) (1)又は(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う

事業所

(4)純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が

(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

□ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,090円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月31日

以上になります。

【長澤部会長】 この部会報告書案でよろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【長澤部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、この部会報告書を本審会長あてに提出することといたします。なお8月28日に開催されました石川地方最低賃金審議会において、全会一致で結審した場合には最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決議を持って本審議会の決議とすることと議決されておりますので、この部会の決議を以って答申となります。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配布してください。

(答申文を配布)

【長澤部会長】 答申文の内容は審議会長あての部会報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【長澤部会長】 はい、それでは読み上げを省略します。

答申後の手続き等について、事務局から説明してください。

【事務局】 補佐 この答申につきましては、本日、最低賃金法第11条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。公示日の翌日から起算して15日間の公示を必要としますので、10月30日木曜日まで公示することとなります。

この間に異議申出があった場合は、令和7年11月17日月曜日開催予定の石川地方最低賃金審議会本審において改めてご審議をいただくこと

となります。

【長澤部会長】 事務局から他に何かありますか。

【事務局】 室長 資料の説明の際に、説明が終わった後に九野委員の方から指摘のありました審査表のことにつきまして、次回からこういうことにならないよう注意させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

【事務局】 基準部長 最後に事務局から一言御礼を申し上げたいと思います。  
本部会の決議を持ちまして本審議会の決議とするということとされておりますので、この部会の決議を持っての答申とこうということで、部会長からお話がございました。本来であれば労働局長から答申をいただいたことについて委員の皆様に対してお礼を申し上げるべきところでございますが、私の方から代わって御礼を申し上げるということで、ご容赦いただければと思います。どうもありがとうございます。労働者側委員の皆様も使用者側委員の皆様もそれぞれのお立場、お考えがあり意見が隔たっているということもあったかと存じますが、それでお互いの意見、主張を尊重しながら労使双方の意見をしっかりとり合わせてニシアティブを発揮するという趣旨をしっかりとご理解をいただいて円滑にご議論いただきこの結論に達したということでございます。

労働者側委員の皆様、使用者側委員の皆様ありがとうございます。そして、公益委員の皆様におかれましても、それぞれのご主張をしっかりとまとめいただいて、答申決定をしていただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。事務局といたしましては、今後この決議、本審へ答申をいただいたこの金額が12月31日に滞りなく発効できるように手続きを進めてまいる所存でございます。

また、この金額1,090円という金額について県内で働く皆様がしっかり理解していただけるように、周知に努めてまいる所存でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

【長澤部会長】 全会一致の取りまとめにご協力いただきまして、ありがとうございました。

これで本専門部会を終了いたします。

お疲れ様でした。